

時間外労働の上限規制について

令和6年4月から、それまで適用が猶予されていた業 種及び業務に対しても上限規制が適用されます。

つきましては、事業主の方や労務担当者の方等を対象とした「時間外労働の上限規制等に係る内容を中心とした説明会」を開催します。

熊本労働局では、11月から2月にかけて労働基準監督署ごとに開催しますので、この機会に是非ともご参加いただきますように、ご案内申しあげます。

お申し込みはこちらからこ

時間外労働の上限規制等に関する説明会 (厚生労働省委託事業者のWebページ

https://jogenkisei.mhlw.go.jp/